2025年10月25日

司法令７－１４

国会の会期に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No. 26］から［No. 28］）

ア．国会法によれば，常会は毎年１月中に召集するのが常例とされ，原則として会期は１５０日間とされるが，両議院一致の議決があれば，１回に限り会期を延長することができる。［No.26］

イ．判例によれば，憲法第５３条は各議院を組織する一定数以上の議員に対して臨時会召集要求をする権限を付与したものであるが，内閣に臨時会召集決定をする義務を負わせるものではなく，個々の国会議員の臨時会召集要求にかかる権利を保障するものではない。［No.27］

ウ．憲法によれば，衆議院が解散されたとき参議院は同時に閉会となるものの，国に緊急の必要があるときは，内閣は参議院の緊急集会を求めることができるとされているが，実際に緊急集会が召集されたことはない。［No.28］

正解　ア１，イ２，ウ２

肢ア　○

１月召集，原則１５０日，土日は，休みなので，６月まで実施のイメージ

予算審議，法律案の議決等を行う。

会計年度末（１～３），年度の最初の３か月（４～６），常会で動いているイメージ

なお，延長についての日数についての規定は，国会法にはない。

肢イ

召集の要求があったら，内閣は，臨時国会を開かないといけない。憲法５３条

肢ウ

第５４条　２項　衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。 但し、内閣は、国に緊急の必 要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

過去に２回，開かれている。昭和27，昭和28

司法令７－１５

衆議院の解散に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.29］）

ア．衆議院が解散決議をして自律的に解散することはできないとする見解は，自律的解散を認めると，衆議院の多数派の意思によって少数派の議員たる地位を奪うことが可能になることや，自律的解散について憲法に明文の規定がないことをその根拠としている。

イ．衆議院の解散に係る天皇の国事行為を定める憲法第７条第３号に，内閣の衆議院解散権の根拠を求める見解に対しては，最初から形式的行為にすぎない天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認を，衆議院解散の実質的決定権の根拠とすることはできないとの批判がある。

ウ．最高裁判所は，衆議院の解散は憲法第８１条にいう「処分」であって，裁判所の違憲審査の対象となるが，極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であるから，その法律上の有効無効を審査することは裁判所の権限の外にあるものとした。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　２

肢ア　○

自律解散を認めると，多数派の意思により，少数派の身分を奪うことになる。多数決だから。問題。明文の根拠がないことがあげられる。

肢イ　○

最初から，内閣の助言と承認が形式的な行為にすぎないと理解すれば，実質的決定権の根拠にできないという批判がある。

儀礼に意味を持たせることは，本来，想定されない。

肢ウ　×

解散は，違憲審査の対象とならない。高度に政治的な問題，介入は予定されない。

政治部門の判断，最終的には国民の政治判断に委ねるべき問題。

最判昭和３５．６．６，

司法令７－１６

最高裁判所裁判官国民審査法が，平成２９年１０月２２日に施行された最高裁判所裁判官国民審査の当時，在外国民に審査権の行使を全く認めていないことの憲法適合性について判断した最高裁判所の判決（最高裁判所令和４年５月２５日大法廷判決，民集７６巻４号７１１頁）に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.30］から［No.32］）

ア．この判決は，審査権が，議会制民主主義の根幹をなす不可欠な権利である選挙権とはその意義，沿革等を異にし，憲法上の位置付けに差異があるとしつつも，審査権が最高裁判所に対する民主的統制の手段としての意義を有することや，憲法が衆議院議員総選挙の際に国民審査を行うこととしていることにも照らせば，憲法は，国民に対して審査権を行使する機会を平等に保障しているものと解するのが相当であるとした。［No.30］

イ．この判決は，国民の審査権又はその行使の制限をすることなしには国民審査の公正を確保しつつ審査権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り，そのような制限をするやむを得ない事由があるとはいえず，このような事由なしに審査権の行使を制限することは憲法に違反するとした上で，最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことは，憲法に違反するものと判断した。［No.31］

ウ．この判決は，在外国民に審査権の行使を認める制度に関する議論の状況等に照らすと，当該国民審査の当時，国会において，最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことの違憲性が明白であったものということはできず，在外国民の審査権の行使を可能にするための立法措置が何らとられていないとしても，その当時において国家賠償法の適用上違法の評価を受けるものではないとした。［No.32］

正解　ア２，イ１，ウ２

肢ア

憲法上の位置づけに，差異はない。国民主権の原理に基づく，ルールである点は同じ。

最大判令４．５．２５

肢イ

国民主権，選挙権と同様。重要な権利なので，制限がやむを得ない場合に限って許容。

有無の問題なので，制約の程度は重大なので，厳格に判断する。

違憲。

肢ウ

国会賠償請求を認めている。在外選挙の問題の段階で想定できたと思われる。

判例も，不作為による国賠を認めている。

司法令７－１７

違憲審査に関する次のアからウまでの各記述について，ｂの見解がａの見解の根拠となっている場合には１を，そうでない場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.33］から［No.35］）

ア．ａ．裁判所の違憲審査権は，具体的な争訟事件を前提としてその手続の中で行使されるべきである。
ｂ．判例となり得るのは，結論に至る上で決定的な理由付け部分に限られる。［No.33］

イ．ａ．付随的違憲審査制の下では，違憲の争点が適法に提出されている場合でも，裁判所はその争点に触れないで事案の解決が可能ならば，あえて憲法判断をする必要がない。
ｂ．議会制民主主義の下では，法律に問題がある場合には，まずは民主政の過程で法改正を求めることが原則である。［No.34］

ウ．ａ．複数の解釈が成り立ち得る法令の条項について，ある解釈をとれば合憲性について重大な疑いが生じる場合，裁判所は少なくともその解釈はとるべきでない。
ｂ．国法秩序はできる限り統一的であるべきである。［No.35］

正解　ア２，イ１，ウ１

肢ア
判例となり得るのは，結論に至る上で決定的な理由付け部分に限られる。
だから，裁判所の違憲審査権は，具体的な争訟事件を前提としてその手続の中で行使されるべきである。

意味は通らない。

決定的な理由だけなら，抽象的に違憲審査しても良い。影響が小さいから
必ずしも，具体的事例に限る必要はない。

肢イ
議会制民主主義の下では，法律に問題がある場合には，まずは民主政の過程で法改正を求めることが原則である。

だから

付随的違憲審査制の下では，違憲の争点が適法に提出されている場合でも，裁判所はその争点に触れないで事案の解決が可能ならば，あえて憲法判断をする必要がない。

意味は通る。裁判の違憲判断は差し控えるべき

肢ウ
国法秩序はできる限り統一的であるべきである。

だから，

複数の解釈が成り立ち得る法令の条項について，ある解釈をとれば合憲性について重大な疑いが生じる場合，裁判所は少なくともその解釈はとるべきでない。

意味が通る。国家機関内で，秩序をみだす，判断は，できる限り，さけるべきである。